

平成23年1月7日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成23年1月7日（金）開会：午後2時00分 閉会：午後4時10分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 大川原成彦（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、上谷幸彦議長が出席

4 傍聴議員

なし

5 一般傍聴者

2名

6 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀

次長 北林哲二

庶務課長 村本和宏

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議事項について

（1）政務調査費について

前回の委員会（12月21日開催）において、事務局から、政務調査費の手引き作成に係る勉強会の中間報告が行われたところですが、引き続き、次の2点について説明がありました。次々回の委員会（2月4日開催予定）で最終確認を行ったうえで、議会運営委員会に報告する予定です。

中間報告において最終結論が出ていなかった事項

ア 旅費

前回の委員会において提出した案（定額制の廃止）のとおりとしたい。

イ 日当、宿泊費

前回の委員会において提出した案（日当は廃止、宿泊費は実費）のとおりとしたい。

ウ 備品の精算など

前回の委員会において提出した案（耐用年数に達していない備品を買い替える場合の残存価額の精算など）のとおりとしたい。ただし、精算方法についての詳細な規定を手引きに追加する。

手引きを実施するに当たり、必要な規則・要綱の改正

ア 西宮市議会政務調査費の交付に関する規則の改正

イ 西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱の改正

(2) 一問一答制の導入について

1 2月定例会での試行結果と今後の対応

1 2月定例会において試行した一問一答制に関する事項について、検証を行いました。委員会での反問権(反論も含めたもの)については、9月定例会に引き続き、事例はありませんでした。

協議の結果、1 2月定例会で実施した試行内容については、来る3月定例会から本格実施することで意見の一致を見ました。今後、議会運営委員会に報告し、確認したうえで、本格実施となります。

3月定例会での新たな試行

協議の結果、次の事項について、3月定例会において新たに試行することで意見の一致を見ました。議会運営委員会に報告し、確認したうえで、試行します。

【試行案】

本会議での代表質問・一般質問の再質問において、一問一答で行うことを宣言した議員には、当局に対し、反論も含めた反問権を認める。
--

(3) 議員報酬の支給制限

この協議事項は、議員が逮捕された場合などに議員報酬の支給を制限する条例を制定することの是非及びその内容について、協議を行っているものです。前々回の委員会(1 2月6日開催)に引き続き、同様の規定を設けている神戸市条例(「神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」をいう。以下同じ。)の規定内容と本委員会で協議してきた内容の相違点について、協議を行いました。

本日の協議では、意見の一致を見ることはできませんでしたので、次回以降引き続き協議を行います。今後の協議に向けて、本日各委員から出された意見を踏まえたくうえで、神戸市条例の規定内容を基準とした本市の条例案(素案)の作成を事務局に依頼しました。

(4) 議会運営上のルールの整理

会派のありかた

本日は、会派の義務について、次の2点に分けて協議を行いました。

ア 事務手続の義務

各委員の意見としては、次に掲げる事項で意見の一致を見ました。次回の委員会（1月19日開催予定）において、事務局から追加すべき事項についての指摘があれば追加します。

結成、解散、変更についての事務手続

政務調査費の会派への交付分の会計についての事務手続

（受け取り、報告、責任者の選任）

会派で取得した備品の管理責任

イ 意見などの統一・集約に関する義務

協議の結果、次に掲げるたたき台をまとめ、各会派に持ち帰り検討することになりました。次回の委員会で引き続き協議します。

【たたき台】

抽象的なもの	「政策・理念」を共有させる努力を行う。
一般的な意見	求めに応じて統一された代表意見を表明する。
議場での会派の意見表明	議案に対する会派の態度を同一にする。
（質疑）討論	討論の賛否はどちらか一方とする。

（5）議会棟のセキュリティ

前々回の委員会において、3階市役所本庁舎との連絡通路に機械式ロックの扉などを設置することを決定しましたが、本日は、当該扉の設置に当たり、今後取り決めるべき論点について、事務局から説明を受けました。次回の委員会では、当該論点について、事務局からたたき台となる案を提示を受け、協議を行う予定です。

なお、事務局から説明のあった主な論点は、次のとおりです。

テンキーの番号その他操作方法及びこれらの周知範囲

扉の開閉業務を行う職員の対応（厳格な対応か、柔軟な対応か）

議員及び職員以外の通行の許可（例 市政記者など）

トラブル発生時の対応マニュアル

本会議・委員会開会中の対応（円滑な通行確保のため、一定の解除が必要ではないか）

火災等非常時の対応

執務時間外、休日等の対応

来客があった場合の議員への取り次ぎ方法

議長室・副議長室の安全確保

控室の施錠の是非

控室の電話番号・ファックス番号の問い合わせへの対応

図書室の管理のありかた

現在、市役所内に掲示されている議会棟への案内表示の整理

(6) その他

日程の確認

次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成23年 1月19日(水)午前10時～12時 (3号委員会室)

2月 4日(金)午前10時～12時 (3号委員会室)

2月18日(金)午前10時～12時 (3号委員会室)

3月定例会中(中間報告の確認) (日時・場所は未定)

議員年金制度

地方議会議員年金制度の廃止及び当該廃止に伴う予算措置について、事務局から説明を受けました。

なお、事務局からの説明では、当該廃止に伴う本市の予算措置について、財政当局と協議中であるとのことでした。

以 上